

ハラスメント対策

～事業所の方針～

ご利用者及び、ご家族が当事業者の職員に対して行う下記の「暴言」、「暴力」、「嫌がらせ」、「誹謗中傷」等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

①職員に対する身体的暴力

(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

②職員に対する精神的暴力

(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

③職員に対するセクシャルハラスメント

(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等)

合同会社ワン

代表社員 山口高志